山形県中学校体育連盟旅費規程

本部役員（会長・副会長・評議員・理事長・常任理事・理事・監事）及び事務局員の旅費支給基準は下記の通りとする。

（鉄道運賃）

１　鉄道運賃は、普通旅客運賃とする。

２　片道１００ｋｍ以上の場合、特別急行の利用を認め、特別急行料金を支給する。

３　片道２００ｋｍ以上の場合、新幹線の利用を認め、新幹線特別急行料金を支給する。

４　特別急行料金・新幹線特別急行料金は、指定席特別急行料金を支給する。

（航空運賃）

１　空貨は業務上の日程が繁忙のため航空機の利用を必要とする場合、会長の承認を得て、実費を支給する。

（バス運賃）

１　バス運賃は、実費を支給する。

（車賃）

１　自動車燃料として、勤務地を起点とする目的地までの距離に応じ１５円／ｋｍを支給する。勤務地までの帰路についても同様とする。

２　有料道路（高速道路）の利用は、往復の路程が１００ｋｍ以上の場合とし、普通車一般料金を支給することができる。

３　前項の規定により通算した路程に１ｋｍ未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（日当及び宿泊料）

１　日当は1日に付き600円（昼食代）を支給することができる。

２　宿泊料は1泊に付き6,400円を支給する。

２　宿泊施設が指定される場合、会長の承認を得て、実費を支給する。

（附則〉

１　本規定は、昭和６３年４月１日より施行する。

２　平成２年４月１日に一部改定する。

３　平成４年４月１日に一部改定する。

４　令和３年５月２１日に一部改定する。